

## 元気な愛知の市町村づくり補助金（従来枠【地域団体分】）の運用方針 について

元気な愛知の市町村づくり補助金（従来枠）における、地域住民5人以上で構成する団体（名古屋市内に所在する団体を除く。以下「地域団体」という。）の取扱いについては、元気な愛知の市町村づくり補助金交付要綱及び同実施要領に定めるほか、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 地域団体が新規事業を要望する場合の参考資料

地域団体が新規事業を要望する場合、新規事業に係る採択の検討に必要なため、当該事業に係る市町村の参考意見として、次の項目を記した書面を提出してください。

- ①当該事業について、市町村が補助する理由、又は補助しない理由
- ②当該事業について、広域の地方公共団体である県が補助することが適当と思われる理由

#### 2 補助対象経費について

##### （1）人件費

地域団体の構成員に対して支払う講師謝礼等の人件費については、専門的技能・知識を後継者に伝承する役務の対価である場合に限り、補助対象経費として認める。したがって、出演のみに対する対価である場合は、補助対象外経費とする。

##### （2）構成員に対して支払う経費

地域団体の構成員に対して支払う、構成員が所有する自動車の借上料、構成員が預かる物品の保管料等、その対価性が明確でない費用は、その名称にかかわらず補助対象外経費とする。

##### （3）一般的管理費等

事業とは直接関係ない一般的管理費（汎用備品の購入・修繕費、事務所賃借料、光熱費、通信費、振込手数料、本補助金申請及び実績報告に係る資料作成費・通信費など）、手土産代等、及び他の事業等への汎用性が認められる経費は、補助対象外経費とする。

##### （4）コピー代

コピー代は原則補助対象外経費とする。但し、コピーにより作成した冊子等を事業の成果物として実績報告書に添付できる場合は補助対象経費とする。

(5) 収益発生に係る経費

地域団体が行う事業について、収益が発生するイベントや物販等に係る経費については、補助対象外経費とする。

(6) 各種保険料

各種保険料について、火災保険については、活動・事業そのものに伴う経費とは認められないため、補助対象外経費とする。傷害保険、損害賠償保険については、内容を精査した上で、事業に不可欠と認められる場合に限り補助対象経費とすることができる。また、年度を越える保険については、原則として当該年度分を按分して計上する取扱いとする。

(7) 県外で行う事業に係る経費

地域団体が県外で行う事業に係る経費（県外への旅行に係る費用を含む。）は、補助対象外経費とする。

### 3 採択審査について

申請件数の増加も見込まれることから、優先度が低い事業については、不採択とする。

なお、優先度が低い事業については、以下のとおりとする。

- (1) ハード事業（土地、建物・工作物等の取得、整備、新築、改築、解体等を行う事業）
- (2) 3年以上継続して本補助金の対象となっている事業など、新規性に乏しい事業。ただし、補助の対象外とした場合、公益に回復不能な影響を及ぼすおそれがあると認められるものを除く。

### 4 補助金交付率について

要望状況により事業区分や要望金額等を勘案して、交付率を乗じる可能性がある。